

業務及び財産の状況に関する説明書類

第3期 令和4年12月1日から令和5年11月30日まで

令和6年1月31日作成(公衆縦覧の開始日)

フェイス監査法人

東京都渋谷区恵比寿南三丁目1番24号

法人筆頭代表社員 中川 俊介

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

- ・財務書類の監査又は証明の業務
- ・財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務
- ・公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2) 監査法人の沿革

令和2年12月1日 設立
現在に至る

2. 監査法人の責任について

当法人は、無限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当法人は財務書類の監査又は証明の業務、財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務を行っております。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

※ 令和5年11月30日現在
(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	4	4
② 金商法監査	-	-
③ 会社法監査	1	-
④ 学校法人監査	-	-
⑤ 労働組合監査	-	-
⑥ その他の法定監査	3	-

⑦ その他の任意監査	7	-
計	15	4

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社等数
大会社等	2
その他の会社等	3

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当監査法人は、監査業務の品質の確保が最重要の使命であるとの認識に基づき、監査業務を行います。

② 経営管理に関する措置

社員会において社員の中から品質管理担当責任者を選任して監査業務を行うとともに、経営意思決定機関として社員会を設置し、特定の社員に権限を集中することなく社員間の相互牽制による強固なガバナンス体制を構築しております。

③ 法令遵守に関する措置

当監査法人は、日本公認会計士協会倫理規則第2条に基づき、誠実性、公正性、専門能力、相当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動の各項目について、当監査報人の「監査の品質管理規程」にその方針及び手続を定めております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保（独立性の確保のための方針の策定）

当監査法人の定める「職業倫理に及び独立性に関する規則」に基づき独立性・職業倫理を遵守することを合理的に確保するため、当監査法人の内規に基づき、「監査人の独立性チェックリスト」（日本公認会計士協会 倫理委員会研究報告第1号）により利害関係の有無を調査するとともに、定期的に全ての社員・監査職員から「独立性の確認書」を入手しています。

② 業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するため、被監査会社のリスク評価を行うとともに、当該監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況、被監査会社との独立性、被監査会社の財務状況及び経営成績、経営者及びガバナンスの状況、内部統制、資金調達、ビジネス上の課題、報酬等の監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を考慮し、当監査法人の内規に基づく承認手続を経て、監査契約の新規の締結及び更新の可否を判断しております。

③ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

監査品質へのコミットメント・向上意欲等に最も重点を置く方針により、社員の報酬を決定する方針です。

イ. 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた者を十分に確保するために、当監査法人の「監査の品質管理規程」において必要な研修に関する事項を定め、実施しております。

ウ. その他

当監査法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び当監査法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために、さらには不正リスクに適切に対応するために、必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を確保するべく、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めております。

④ 業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めております。当監査法人内外において、税務・法務等について迅速な対応が可能な人材を確保し、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項が発生した場合あるいは不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況が識別された場合等には、必要に応じて適切に専門的な見解の問合せを実施することとしております。また 専門的な見解の問合せから得られた見解を十分に検討し対処することとしております。

イ. 監査上の判断の相違の解決

当監査法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が存在する場合、監査報告書は監査上の判断の相違が解決しない限り発行しないこととする等、監査上の判断の相違に関する方針及び手続を定めております。

ウ. 監査証明業務に係る審査

当監査法人は、すべての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を行っております。監査計画の審査は監査チームが監査意見表明に至る過程において監査計画の策定及びその修正に関して行うものであり、監査意見の審査は監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために行うものであり、当監査法人は、審査の内容、実施時期及び範囲、審査担当者の適格性、審査担当者の客観性、審査の記録及び保存等について方針及び手続を定めております。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために 行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人は、監査調書の機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性等を合理的に確保するために、監査調書の管理・保存及び廃棄、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定めております。

⑤ 業務の品質の管理の監視に関する措置

当監査法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに有効に運用されかつ遵守されていることを合理的に確保するために、また不正リスクへの対応状況を確認するために、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続を定めております。

⑥ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

当監査法人は、当監査法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するため、公認会計士法とその関係法令及び日本公認会計士協会の各種報告書

等並びに倫理規則に準拠し、監査の品質管理規程等を定め、遵守を義務付けております。

法人筆頭代表社員中川俊介が、当監査法人の業務の品質の管理に関する最終的な責任を負うものとし、当監査法人における業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しております。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

毎月の社員会において品質管理システムに関する議論を行うとともに、定期的な検証によって個々の業務の監視を行っております。

(4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

令和 4 年 8 月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

法人筆頭代表社員中川俊介が、当監査法人における業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しております。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する次に掲げる事項

(1) 提携を行う当該公認会計士の氏名又は監査法人の名称

該当事項はありません。

(2) 提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 業務上の提携の内容

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
6 人	-人	6 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

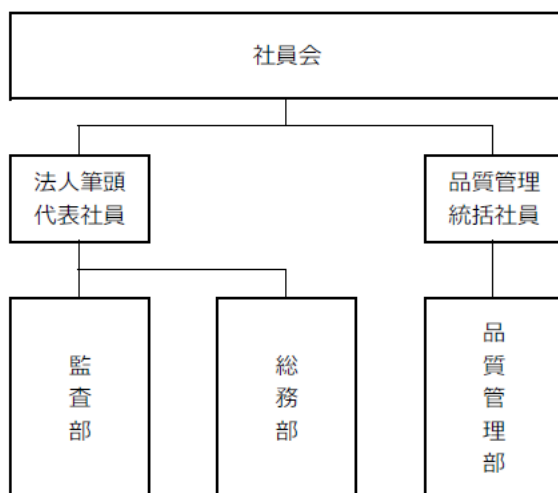
合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計

社員会	重要な事項に関する意思決定を行うため	6人	一人	6人
-----	--------------------	----	----	----

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主)フェイス監査法人	東京都渋谷区恵比寿南三丁目1番24号	6人	一人	6人	14人

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第2期 令和3年12月1日～ 令和4年11月30日	第3期 令和4年12月1日～ 令和5年11月30日
売上高	80,682	126,477
（監査証明業務）	(67,485)	(108,300)
（非監査証明業務）	(13,197)	(18,177)

2. 直近二会計年度の計算書類

添付義務はないため省略しております。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

添付義務はないため省略しております。

4. 供託金の額

該当事項はありません。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項はありません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

不二硝子(株)

(株)ANAP

(株)ミサワ

(株)ヤマノホールディングス